

(書式 1 - 1 - 5)

特定の者が法定相続分を超えて相続する場合の標準遺産分割協議書

遺産分割協議書

被相続人〇〇〇〇(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生、平成〇〇年〇〇月〇〇日死亡、
本籍〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地、最後の住所〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
丁目〇〇番〇〇号)の遺産について、共同相続人妻〇〇〇〇、同長男〇〇〇〇及
び同長女〇〇〇〇は、全員による協議の結果、次のとおり遺産を分割し、取得す
ることを合意した。

1 妻〇〇〇〇は、次の遺産を取得する。

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目
地 番 〇〇番
地 目 宅地
地 積 〇〇〇・〇〇平方メートル

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
家屋番号 〇〇番
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 〇〇〇・〇〇平方メートル

預貯金・株式・現金の全て

家財家具、その他の動産の全て

2 長男〇〇〇〇は、次の遺産を取得する。

世界美術全集（〇〇冊）及び日本美術全集（〇〇冊）

3 長女〇〇〇〇は、次の遺産を取得する。

普通乗用自動車（車名、登録番号、車体番号）

以上のとおり、協議が真正に成立したことを証するため、この協議書を3通作成して署名押印し、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

Asahi Chuo

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇 〇 〇 〇 印

解説

遺産分割協議の内容が法定相続分と異なっても有効である。

妻の老後の生活の安定を第一義として、独立している長男と長女が形見分け程度の僅かな取得で合意した例である。但し、遺産の中に借入金等の未払債務がある場合は、債権者との関係では法定相続分のとおり債務を分担することになるので、注意を要する。

